

第二管区海上保安本部公示第3号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年1月30日

第二管区海上保安本部長

宮本伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

宮城県東部地方振興事務所

宮城県石巻市あゆみ野5丁目7番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区域 石巻漁港（付図に示すとおり）

ロ 期間 令和5年2月6日から

令和5年2月28日までの内1日間

3 水路測量の実施方法

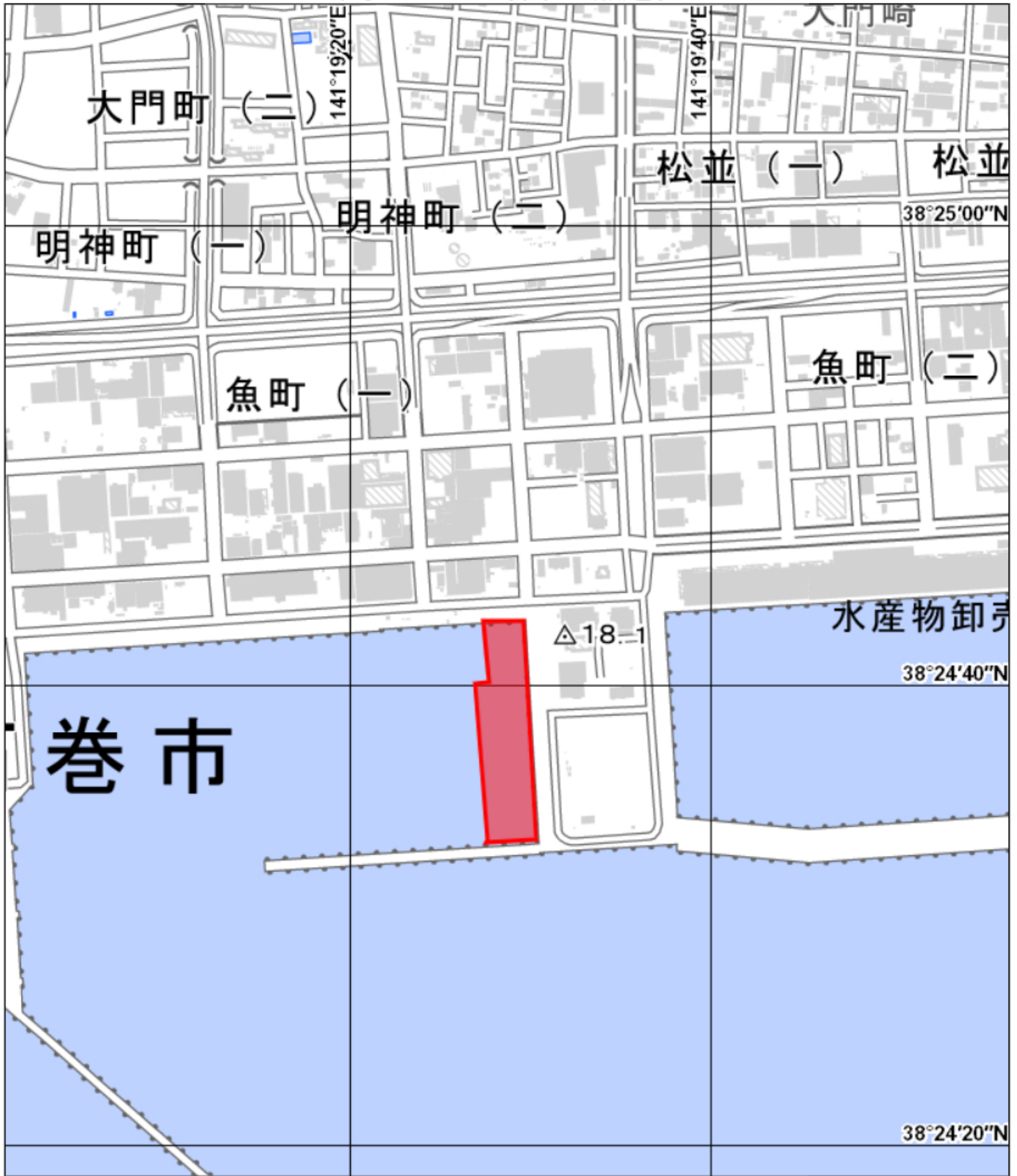
G P Sによる測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

ロ 二管区水路通報第5号（令和5年2月3日発行）により周知

調査区域 (石巻漁港)



経緯度線